

補償業務管理士共通科目研修実施の案内

(令和5年度)

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

目 次

はじめに	1
1. 受講資格者	1
2. 研修会場・実施期間等	2
(1) 研修会場	2
(2) 申込受付期間、申込受付場所等	3
3. 研修の科目等	3
4. 申込に必要な書類	4
5. 記載上の注意事項	5
6. 受講手数料及び納付方法	6
7. 研修受講上の諸注意	7
8. 研修で使用する市販図書	8
9. 共通科目研修修了証書の交付	9
10. その他	9
11. 記載例	10
12. 研修会場案内図	23
13. 参考	26

はじめに

この研修は、補償業務管理士の資格を取得しようとする者で、次の「1. 受講資格者」を対象に、「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月 理事会決定)」(以下「実施規程」という。)第2条及び第17条に基づき、実施するものです。

1. 受講資格者

(1) 「資格を取得しようとする部門の補償業務経歴が4年以上ある者」

なお、複数部門資格を取得しようとする者は、それぞれの部門について補償業務経歴が4年以上(概ね重複しない年又は年度での経験がそれぞれ4年以上)必要です。

(2) 「研修修了証書発行の日から3年を経過した者(実施規程第9条第2項)で、再度受講する者」

なお、専門学校の対象学科(2年制)において、「補償講座」の単位を取得し、卒業された方で取得しようとする部門の補償業務経歴が4年以上ある者は、共通科目研修の受講は免除(補償業務管理士試験委員会決定(平成22年7月13日付))されます。

(対象となる専門学校等については<参考>-4(30頁)参照のこと。)

コース別に受講する研修は、次の○印の研修です。

<コース別必須受講科目>

研修区分 コース区分	共通科目研修	専門科目研修
コース I	○	○
コース II	○	× * 共通科目の検定試験(口述)合格後、国家資格等に基づく研修免除申請が必要です。
受講地	勤務先の所属する各支部で実施	東京

- (注) 1. コースIとは、共通科目・専門科目の両研修を受講するコースです。
2. コースIIとは、実施規程第20条に定める国家資格等を有し専門科目研修が免除となるコースで、国家資格等に対応する部門については同時に複数部門の申請が可能です。複数部門資格を取得しようとする方は、それぞれの部門について補償業務経歴が4年以上(概ね重複しない年又は年度での経験がそれぞれ4年以上)必要です。(参考)-1(26頁)参照のこと
3. コース別の補償業務管理士資格の取得についての流れについては参考)-2(27頁)参照のこと。

2. 研修会場・実施期間等

(1) 研修会場

支 部 名 (受講地)	研 修 の 実 施 場 所	実 施 期 間			
		月	日 (曜 日)		
北 海 道 (札幌市)	道徳会館 TEL011-251-8506 札幌市中央区北二条西2丁目26番 仲通東向き	5	24 水	25 木	26 金
東 北 (仙台市)	TKPガーデンシティ仙台 TEL022-204-1036 仙台市青葉区中央1-3-1 AER (アエル) 21階	5	23 火	24 水	25 木
関 東 (東京都)	連合会館 「大会議室」 TEL03-3253-1771 東京都千代田区神田駿河台3-2-11	5	23 火	24 水	25 木
北 陸 (新潟市)	新潟県自治会館 別館 9階「ゆきつばき」 新潟市中央区新光町4-1 TEL025-284-4101	5	24 水	25 木	26 金
中 部 (名古屋市)	昭和ビル 9階「ホール」 TEL052-261-7751 名古屋市中区栄4-3-26	5	24 水	25 木	26 金
近 畿 (大阪市)	新梅田研修センター TEL06-4796-3371 大阪市福島区福島6-22-20	5	24 水	25 木	26 金
中 国 (広島市)	広島YMCA国際文化センター 3号館「多目的ホール」 広島市中区八丁堀7-11 TEL082-227-6816	5	24 水	25 木	26 金
四 国 (高松市)	サン・イレブン高松 TEL087-821-3315 高松市松福町2丁目15-24	5	23 火	24 水	25 木
九 州 (福岡市)	福岡商工会議所 3階「301会議室」 TEL092-441-1116 福岡市博多区博多駅前2-9-28	5	23 火	24 水	25 木
沖 縄 (那覇市)	沖縄県市町村自治会館 4階 TEL098-862-8181 那覇市旭町116-37	5	23 火	24 水	25 木

(2) 申込受付期間、申込受付場所等

申込の受付は、勤務地を区域とする各支部で行います。

受付期間は令和5年4月5日(水)から4月20日(木)までです。受付期間後半は込み合いますので、お早めにお申込みください。なお、郵送による申込の場合は、4月20日(木)までに各支部に到着したものを有効とします。

受講申込受付場所	勤務地
〒060-0002 札幌市中央区北二条西 2-29-1 札幌ウイングビル 4階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 北海道支部 Tel 011-232-3738 FAX 011-232-3728	北海道
〒980-0014 仙台市青葉区本町 1-3-9 第六広瀬ビル 7階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 東北支部 Tel 022-261-1935 FAX 022-261-4558	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
〒110-0005 東京都台東区上野 3-17-9 タイムビル2 4階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 関東支部 Tel 03-5818-7221 FAX 03-5818-7224	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
〒950-0087 新潟市中央区東大通1-1-15 東大通ビル 6階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 北陸支部 Tel 025-241-8303 FAX 025-247-2700	新潟県 富山県 石川県
〒460-0008 名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル 612号 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 中部支部 Tel 052-241-9779 FAX 052-252-5359	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町 1-2-6 パナシアビル 4階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 近畿支部 Tel 06-6949-0805 FAX 06-6949-0816	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 福井県
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 3-6 第2ウエノヤビル 6階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 中国支部 Tel 082-224-5970 FAX 082-224-5971	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クワイエットビル 4階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 四国支部 Tel 087-822-7265 FAX 087-822-8350	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 5-11 第13泰平ビル 10階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 九州支部 Tel 092-471-8808 FAX 092-471-6797	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
〒900-0021 那覇市泉崎 1-13-8 ハーモニー泉崎ビル 2階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 沖縄支部 Tel 098-869-8570 FAX 098-869-4044	沖縄県

3. 研修の科目等

研修は、原則として次の科目、日程等で行います。

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
第1日目	開講式	用地事務概要 (1.5)	補償の法理 (1)		土地利用規制法概説 (2.5)			不動産登記法概説 (1.5)	
第2日目		土地収用法概説 (2)	事業損失・ 生活再建 (1)		公共補償基準 (2)		補償関係税制概説 (2)		
第3日目	発注仕様概説 (1)	補償コンサル タント業 (1)	一般補償基準 (1)		一般補償基準 (2.5)			閉講式	

(注) ①()内は講義時間を示します。 ②初日受付は、午前8時55分までに済ませてください。

4. 申込に必要な書類

次の書類を提出してください。※令和5年4月1日現在で記入のこと。

- ① 「共通科目研修受講申込書」(様式1)
表面をコピーしたものを**2部**、原本と一緒に提出してください。
- ② 「7. 補償業務勤務経歴」(様式7)
公共用地取得実務経験者(国、地方公共団体等において、補償業務に20年以上従事した者をいう。)のみ提出してください。
* それ以外の方は、この書類の提出は必要ありません。
- ③ 「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」(様式8)
複数部門取得しようとする者は、**取得しようとする部門それぞれについて補償業務経歴が4年以上(概ね重複しない年又は年度での経験がそれぞれ4年以上)必要です。**
* 公共用地取得実務経験者の方は、この書類の提出は必要ありません。
- ④ 「受講写真票」(様式2)
写真1枚(縦4cm、横3cm、脱帽、上半身6ヶ月以内に撮影、正面を向き表情が認識できるもの)を所定の欄に貼付してください。
- ⑤ 「受講票」(様式3)
必ず「通常はがき」料金(63円切手)を貼付してください。※最新の料金については、郵便局のHPでご確認ください。
- ⑥ 「健康保険被保険者証」(写し) **勤務形態によりA)又はB)を添付してください。**
A) 補償業務経歴期間が現在の勤務先で満たす場合
・「健康保険被保険者証」(写し)…(注1、注2)
B) 補償業務経歴が複数の勤務先の合算で満たす場合
・「健康保険被保険者証」(写し)…(注1、注2)
・「年金記録照会」(写し)または「被保険者記録照会回答票」(写し)…(注3)

※これらの写しについては、いずれも、**保険者番号及び被保険者等記号、番号等を読み取れないように塗りつぶし(マスキング)**を施したうえで提出してください。

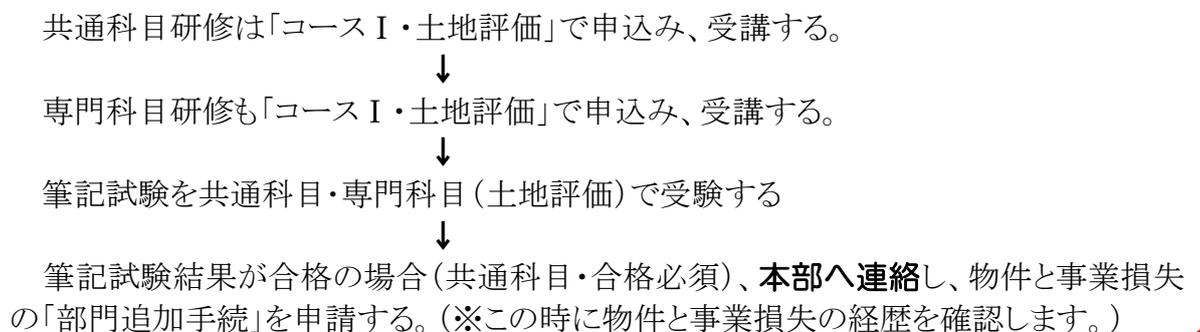
- (注1) 「健康保険被保険者証」の表面に
イ) 健康保険被保険者証に**事業所名の記載がない**
ロ) 補償業務経歴に**記載した期間より資格取得年月日が新しい**
以上の場合においても「健康保険被保険者証」(写し)(注1)に加え「年金記録照会」(写し)または「被保険者記録照会回答票(写し)(注3)を添付してください。
- (注2) 被保険者証が「**国民健康保険被保険者証**」の場合(船舶保険被保険者証はこれに含みません。)は、勤務先の代表者による在職期間、国民健康保険被保険者証である理由、常勤している(いた)旨の**証明書も添付してください。(※「後期高齢者医療被保険者証」の場合も同様に添付)**
- (注3) ねんきんネット「年金記録照会」または「被保険者記録照会回答票」
(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)…**年金記録が全て記載してあるものに限ります。**

- ⑦ コースⅡの方は、当該資格の「**国家資格登録証明書**」(写し)
当該資格を証する関係機関の「登録証明書」等の国家資格を登録したことを証する書類です。**「合格証書」は不可**です。
(注) 「登録証明書」(写し)等の名前が現在と異なっている場合は、**戸籍謄本又は抄本のコピー**を必ず添付してください。

5. 記載上の注意事項

- ① 記入に当たっては、黒又は青インクのペン又はボールペンを用い、必ず**受講者本人が楷書で記入**してください。特に人名については、字を崩したりせず正確に記入してください。パソコン等による記入でも差し支えありませんが、必ず**受講者本人が入力したものを提出**してください。
- ② 提出書類に**不備（記入漏れ、誤記等）又は偽りがあった場合には、受講失格となる可能性があります**ので、必ず**受講者本人が記入**し、提出の際には不備のないよう、再度チェックしてください。
- ③ 用紙が足りない場合は、コピーして使用してください。
- ④ コースⅠで既に専門科目（筆記試験）に合格している者で、共通科目研修の有効期間（3年間）が経過したため、再度今回の共通科目研修を受講する場合には、申込書（様式1）の右上余白に朱書きで「再」と記入してください。
- ⑤ コースⅡの受講者で複数部門の取得を予定している者は、必ず、取得予定の部門すべてを○で囲み、それぞれの部門について「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」を提出してください。その際複数部門取得しようとする者は、**取得しようとする部門それぞれについて補償業務経歴が4年以上（概ね重複しない年又は年度での経験がそれぞれ4年以上）必要**です。
- ⑥ **研修受講の際、コースⅠとコースⅡを同時に選択することは出来ません。**

（例）…土地評価(4年以上の**実績**)と物件、事業損失(それぞれ4年以上の**実績**と建築士の**国家資格**を登録している)を今年受けた場合。



ただし、同じコースⅠで下記条件を満たした場合は、複数部門選択し共通科目研修を受講することが可能です。

- <条件>
- ・ 選択する部門の実務経験が4年以上満たしている。
 - ・ 今年度専門科目研修の日程が重複しない部門。（別紙1参照）
 - ・ 今年度筆記試験の時間割が重複しない部門。（別紙1参照）

- ⑦ 「7. 補償業務勤務経歴」（公共用地取得実務経験者のみ必要）
公共用地取得実務経験者の場合は、「7. 補償業務勤務経歴」の記載期間は、在職した期間のうち、**補償業務に従事した勤務経歴で20年以上**になるように記入してください。（14頁参照）

- ⑧ 「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」の欄の部門ごとの件名は、契約時の業務発注名を記載してください。その際、**件名がそれ自体では具体的な業務内容がはっきりしない場合には、次の「記入例」のように業務内容（対象物と業務の内容（調査、積算等）を明確にしてください。（部門ごとの記載例については15頁以降参照のこと）**

なお、各部門の業務内容は、＜参考＞-3 II.（29頁）のとおりです。

記入例

一般国道〇〇号改築△△地区用地調査等業務委託（物件・・・非木造建物に係る調査、積算業務を含む。）

- * 土地調査部門の申請で、用地測量業務のみを記載しても補償業務には該当しません。用地測量業務と同時に土地調査業務を請け負っている場合は、必ずその旨を記載してください。土地評価部門の申請で不動産鑑定評価業務のみを記載しても同様です。
- ⑨ 「7. 補償業務勤務経歴」又は「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」の証明は、所属する又は所属した会社等の**人事権を有する証明者（通常は代表者）**により行ってください。
- ⑩ 「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」は、**元請業務を記載してください。**
また、当該業務経歴には暦年又は年度ごとに**原則2事例以上記載（元請で時点の異なるもの）**してください。暦年又は年度ごとに業務経歴の記載がない場合は、通年の期間計算には算入しないでください。
- ⑪ 所属する又は所属した会社等が複数で、これらの会社等における業務経歴により経験年数を満たすときは、複数の会社等の証明が必要です。この場合には、所属する又は所属した会社等ごとに「7. 補償業務勤務経歴」又は「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」を提出してください。
- ⑫ 倒産等により会社等の証明を得ることができない場合には、その理由書と当時、在職期間中の役員又は上司等の**2名以上の連名**により証明してください。
その際、証明者が当時その会社等に在籍していたことの証として**証明者の「年金記録照会」（写し/加入期間が全て記載されているもの4頁⑥参照）又は「被保険者記録照会回答票」（写し）、閉鎖登記事項証明書（役員の場合、証明する期間に役員として登記されているもの）**を添付してください。
※これらの写しについては、いずれも、**保険者番号及び被保険者等記号、番号等を読み取れないように塗りつぶし（マスキング）**を施したうえで提出してください。
- ⑬ **提出する全書類の写しを取り、最終合格発表まで案内書とともに必ず保管**しておいてください。（後日、記載事項等について確認する場合があります。）
その他、記入に関する詳細は、10頁以降の「記載例」を参照してください。

6. 受講手数料及び納付方法

- ① 正会員又はその他の「受講手数料」は、次頁⑤のとおりです。
なお、当該受講者が現に勤務している事業所等が正会員でなくても、同一法人等の本社、支社又は営業所等のいずれかが当協会の正会員となっている場合には、受講手数料は正会員の額となります。（この場合、会員番号は、主たる営業所が正会員の場合は会員名簿に記載されている番号を、その他の場合は地理的に近い営業所等の会員番号を記載してください。）

② 受講手数料は、ATM 機等(インターネットバンキング可)により、必ず受講者個人名で下記口座に振込み、その「利用明細書」等の「写し」を「共通科目研修受講申込書」(様式1)裏面の所定の欄に貼付してください。振込みに際しては、当協会の正会員の方は、個人名の前に必ず会員番号を入力してください。(正会員とは、当協会会員を示します。補償コンサルタントCPD会員は含みません。)

(例：3-7 コウノ タロウ) ※勤務先名も入力して頂いて構いません。

なお、振込みに要する費用は、受講者の負担といたします。

振込先：三菱UFJ銀行本店

預金種目：普通預金

口座番号：No.7649508 ※注) 口座番号にご注意ください。

受取人：一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

所在地：東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門 YHKビル 6階

③ 受験手数料を纏めて数人分振り込む場合若しくは、勤務先名だけで振り込む場合には、「受講申込書」裏に振込控え(写し)を添付する際、空白部分に振り込まれた受講者個人名を記載してください。また別途 FAX(03-3591-6607)にて、受講者名を記載してお知らせください。

④ 現金等による受講手数料の納付は受け付けません。

⑤ 受講手数料は、下表のとおりです。※お振込みは、申込開始日 7 日前からお願いいたします。

区分	正会員 ※	その他
受講手数料	40,000円	50,000円

※正会員とは、当協会会員を示します。補償コンサルタントCPD会員は含みません。

(注) 1. 受講手数料には、消費税額を含んでおります。

2. 交通費、宿泊費は含まれておりません。

3. 宿泊場所は、各自で手配してください。

⑥ 受講申込後、受講地を変更又は受講を取下げの場合は、速やかに受講を申し込んだ支部宛に連絡し、必要な手続をお取りください。

※受講手数料の返還

① 受講初日の半月前まで …………… 80%返還

② 上記①以後、受講初日の一週間前まで …… 50%返還

③ ①、②以後 …………… 返還なし

注) 返還に伴う振込手数料は、受講者の負担といたします。

7. 研修受講上の諸注意

① 「受講票」(様式3)が、研修実施日の3日前までに到着しない場合は、受講申込先(各支部)へお問い合わせください。

② 研修当日は、必ず「受講票」を持参してください。

③ 研修初日は、午前8時55分までに受付を済ませてください。

- ④ 研修期間中は、**毎朝受付を行いますので、講義開始10分前までに「受講票」を受付に提示**してください。研修開始時刻に遅れてきた場合、受講できないことがあります。

8. 研修で使用する市販図書

研修の使用図書は、下記のとおりです受講者自らが用意して、ご持参ください。

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| A. 用地取得と補償(新訂11版) | (一財)全国建設研修センター |
| B. 公共用地取得の税務(令和4年版) | (一財)大蔵財務協会 |
| C. 公共用地の取得等に伴う消費税等取扱いマニュアル(改訂3版) | (一財)公共用地補償機構 |
| D. 補訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説 | (株)大成出版社 |
| E. 補訂版 公共補償基準要綱の解説 | (株)大成出版社 |

以上ですが、**各図書により購入方法等が違います**ので、ご注意ください(下記参照)。なお、上記出版元の電話番号は、最終頁に記載しております。

★研修会場では、研修使用図書の販売はいたしません。

- A. 「用地取得と補償(新訂11版)」／(一財)全国建設研修センター
C. 「公共用地の取得等に伴う消費税等取扱いマニュアル(改訂3版)」／(一財)公共用地補償機構



出版元のホームページから購入手続きの申し込みをしてください。

- B. 「公共用地取得の税務(令和4年版)」／(一財)大蔵財務協会



別紙「共通科目研修の使用図書の斡旋申込書／(一財)大蔵財務協会」に必要事項を記入し、**(一財)大蔵財務協会宛てにFAX**してください。

- D. 「補訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説」／(株)大成出版社
E. 「補訂版 公共補償基準要綱の解説」／(株)大成出版社



別紙「共通科目研修の使用図書の斡旋申込書／(株)大成出版社」に必要事項を記入し、**(株)大成出版社宛てにFAX**してください。

その他の研修テキストは、研修会場で配付します。

* 斡旋申込する使用図書 of 発送及び支払について :

発送・支払方法などの詳細については、下記各出版社へお問い合わせください。

< 図書出版元 >

- (一財) 全国建設研修センター042-327-8400
- (一財) 大蔵財務協会03-3829-4141
- (一財) 公共用地補償機構03-5940-2166
- (株) 大成出版社03-3321-4131

9. 共通科目研修修了証書の交付

研修を終了した者には、**修了証書**を交付します。(後日筆記試験申込に当たって必要となりますので、**大切に保管**してください。)

なお、**研修受講後、研修受講時の住所等に変更が生じた場合は**、その後の書類等の送付に支障が生じますので、**必ず FAX 等で速やかに本部までご連絡**ください。

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 研修事業部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門 YHK ビル 6階

FAX:03-3591-6607

10. その他

令和5年度のコースⅠ受講者には、**共通科目研修終了後(最終日)に「専門科目研修実施の案内」を配付**します。必ず最終日に配付した申込書等で、次の「専門科目研修」をお申し込みください。

なお、「専門科目研修申込期間」については、別途設けてあります。(共通科目研修最終日に配布する添付書類「**事務連絡**」参照のこと。) 共通科目研修修了証書の写しが添付されていない「専門科目研修」の申し込みは、**無効**となりますのでご注意ください。

11. 記載例

(様式 1)

表

令和5年度 補償業務管理士共通科目研修受講申込書

		会長認印	*	受付番号	*	
<p>私は、補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第8条の規定により実施する研修を受けたいので、下記のとおり申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月11日</p> <p>★氏名、生年月日は住民票と相違のないように記入する → (氏名) <u>甲野太郎</u></p> <p>一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 会長 清水郁夫様</p>						
1	ふりがな 氏名	この 甲野	たろう 太郎	男 ・ 女	満 40 才	(生年月日) 昭和 58年2月20日 平成
2	現住所 (詳細に記入)	〒169-0011 東京都新宿区高田馬場1丁目1番1号 スカイマンション503号 電話 03(4321)5673 e-mail / T-KOUNO@yakomo.or.jp				★アパート名、団地名、棟番号まで記入 ★本人と連絡が取れる番号を記入する
勤務先 (現在所属している本社・支社・営業所等について記入してください。)						
3	名称	新橋補償株式会社		電話	03(1953)8116	
				F A X	03(1953)8013	
				会員番号	3-7	
	所在地	〒103-0016 東京都港区西新橋4丁目6番1号				★協会会員の場合、必ず記入のこと CPD会員番号とは異なります ★現在、受講者本人の勤務している所(支社、営業所等)の名称、所在地を記入
①コース I 取得予定部門及び右記の資格取得者は該当資格に○印を付けてください。		(イ) 土地調査	(ロ) 土地評価	(ハ) 物件	(ニ) 機械工作物	(ホ) 営業補償 特殊補償
		(ヘ) 事業損失	(ト) 補償関連	測量士・測量士補 不動産鑑定士・不動産鑑定士補 一級建築士・二級建築士・木造建築士 技術士(機械又は電気・電子) 技術士補(機械又は電気・電子) 公認会計士・公認会計士補 税理士		
4	②コース II 国家資格及び取得予定部門に○印を付けてください。	国家資格又は公共用地取得実務経験者		資格取得年月日 又は実務経験年数	取得予定部門	
		測量士・測量士補 不動産鑑定士・不動産鑑定士補 一級建築士・二級建築士・木造建築士 技術士(機械又は電気・電子) 技術士補(機械又は電気・電子) 公認会計士・公認会計士補 税理士・公共用地取得実務経験者		取得年月日 S H 28年6月7日 R	(イ) 土地調査 (ロ) 土地評価 (ハ) 物件 (ニ) 機械工作物 (ホ) 営業補償・特殊補償 (ヘ) 事業損失 (ト) 補償関連	
		実務経験年数 () 年		★必ず取得予定の全部門を○で囲う ★公共用地取得実務経験者の場合記入		

注) 1. コース I 又はコース II を選択し、取得しようとする部門に○印を付けてください。

2. コース II の者は、該当する資格に○印を付し、該当資格取得年月日を記載してください。

◎ 「*」の欄は記入しないでください。

◎ 提出の際には、記入漏れのないよう、再度チェックしてください。

◎ 記入事項はすべて、令和5年4月1日現在で記入してください。

◎ 提出に当たっては、表面をコピーしたものを2部、原本と一緒に提出してください。

振込領収証（写）等貼付欄

貼付欄

(全面のり付け)

① 受講手数料を振り込んだ際の「利用明細書」等の
写しを貼付してください。

② 貼付されていない方は、受講できません。

★「利用明細書」の原本は、貼付しない

※ネットバンキング振込の場合、振込完了後の画面をA4版にプリントアウトし、そのまま申込書の次に添付してください。

※研修申込書は、両面をA4版1枚で作成してください。



★切手を貼付する（最新の料金については、郵便局のHP参照）

郵便はがき

63円切手を貼付してください。

1 6 9 - 0 0 1 6

東京都新宿区高田馬場一〇三〇
スカイマンション五〇三号

甲野太郎様

東京都港区虎ノ門二一三一〇
虎ノ門YHKビル 六階

一般社団法人
日本補償コンサルタント協会
電話（〇三）三五九一七七一
（研修事業部直通）

105-0001

切り離さないでください。

★受講者本人の住所、名前を必ず正確に記入のこと

★「様」は消さないこと



★勤務先地で区分した支部名を記入する（非会員も同じ）

★受講地変更手続きをした場合のみ記入する

(様式 2)

令和5年度 共通科目研修受講写真票

所属 支部名	関東	受付 番号	*
ふりがな 氏名	この	たろう	
	甲野	太郎	
生年月日 性別	昭和 平成	58年2月20日	男 女

切り離さないでください。

勤務先名	新橋補償(株)
会員番号	3-7

← 3.0 cm →

↑ 4.0 cm ↓

写真貼付

(様式 3)

受講地変更先 / 支部

令和5年度 共通科目研修受講票

所属 支部名	関東	受付 番号	*
ふりがな 氏名	この	たろう	
	甲野	太郎	
実施日	令和5年5月23日～5月25日		
研修 会場	支部別会場 冊子「研修実施の案内書」2頁参照		

・市販図書をお忘れずにご持参ください。

★受講する支部の研修実施日を記載する

★協会会員の場合、必ず記入すること
CPD 会員番号は含みません

★写真1枚（縦4cm、横3cm、脱帽、上半身6ヶ月以内に撮影）を貼付する

●太枠内に必要事項を記入し、写真を貼付する。

(公共用地実務経験者の例)			氏名	霞田良浩		
7.	補償業務勤務経歴	期 間	勤務先名及び役職名	業 務 の 内 容	年月数	
		平成14年 4月から 平成17年 5月まで	国土交通省〇〇地方整備局 用地部用地第2課	用地買収業務全般	3年2月	
		平成17年 6月から 平成20年 3月まで	同 上 用地部用地第3課	同 上	2年10月	
		平成20年 4月から 平成22年 3月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課	同 上	2年	
		平成22年 4月から 平成24年 3月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地係長	同 上	2年	
		平成24年 4月から 平成26年 10月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地係長	同 上	2年7月	
		平成26年 11月から 平成28年 3月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地係長	同 上	1年5月	
		平成28年 4月から 平成30年 11月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地官	同 上	2年8月	
		平成30年 12月から 令和3年 1月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地課長	同 上	2年2月	
		令和3年 2月から 令和5年 1月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地課長	同 上	2年	
		年 月から 年 月まで				
		年 月から 年 月まで				
		合 計				20年10月

表頭に係る者の補償業務勤務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

所 在 地

〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号

名 称

国土交通省〇〇地方整備局

代表者氏名

局 長 〇 〇 〇 〇



部門別補償業務経歴記載例

本様式については、特に下記事項について留意し、次頁以降の記載例にしたがって記載のうえ提出してください。

※ 発注者(上段)

土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した補償コンサルタント登録規程第2条第1項の「補償業務を直接請負った業務(元請)しか認められませんので、建設会社、コンサルタント会社、民間企業、個人等からの発注は業務経歴には加算されません。

※ 補償業務の件名(下段)

契約書の件名では、当該部門の補償業務内容であるか分かりづらい場合は、以下のように収用対象事業の種類(内容)、当該部門の業務の内容であること等が分かるように適宜補足してください。

(例) (契約書の件名)「国道〇〇号線用地調査等業務」



(土地調査部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区土地調査業務(登記簿の閲覧、土地の境界確認、権利者の住所・氏名の確認。)

(土地評価部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区土地評価業務(標準地評価及び比準業務)

(物件部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区用地調査業務(非木造建物及び立木等調査算定を含む。)

(機械工作物部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区支障物件調査業務(〇〇工場設備調査算定業務)

(営業補償・特殊補償部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区用地調査業務(〇〇商店営業休止補償調査算定業務を含む。)

(事業損失部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区家屋調査業務(電波障害影響調査を含む。)

(補償関連部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区意向調査業務

※ 業務経歴期間の計算については、年度又は暦年で時点の異なる事例が2以上ある場合、本様式の終期から始期を差し引いた年月数が実務経験年数となりますが、それを満たさない場合は、それぞれの業務経歴期間の積み上げとなりますのでご注意ください。

※ 件名の選択に当たっては、所属会社が受注した事例ではなく、必ず申請者本人が担当した事例を記載してください。(実施規程第21条第3号に抵触するおそれがあります。)

(記載例)

★複数の会社において、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	八木実花
土地調査	
部門	

8.	資格取得しよいうとする部門の補償業務経歴	期間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		平成29年5月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		29年7月まで	県道57号改築工事〇〇地区用地測量業務 (土地境界確認、権利調査等土地調査を含む。)	
		29年9月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
		29年12月まで	一般国道〇号改築工事〇〇地区土地調査業務 (土地境界確認、権利調査等)	
		30年4月から	〇〇市道路建設課	
		30年6月まで	市道〇〇線〇〇地区拡幅歩道設置工事用地測量業務 (登記簿閲覧、境界確認等土地調査を含む。)	
		30年9月から	〇〇県〇〇土木事務所	
		30年11月まで	〇〇川改修〇〇地区築堤工事土地調査業務 (土地境界確認、権利調査等)	
		令和元年6月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
		元年7月まで	〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事用地測量等業務 (土地境界確認等の土地調査を含む)	
		元年10月から	〇〇町土木課	
		2年1月まで	町道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (土地境界確認等の土地調査を含む)	
		2年6月から	〇〇市街路課	
		2年9月まで	都市計画街路〇〇線交通安全施設設置等工事土地調査業務 (土地境界確認、権利調査等)	
		2年11月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		3年2月まで	〇〇西バイパス建設工事〇〇地区用地調査等業務 (権利確認等土地調査を含む。)	
		3年5月から	〇〇県〇〇地方振興局	
3年7月まで	広域農道〇〇線拡幅工事用地測量調査業務 (登記簿閲覧、土地境界確認等土地調査業務を含む。)			
3年9月から	〇〇県〇〇土地改良区			
4年2月まで	〇〇地区ほ場整備事業灌漑排水工事土地調査業務 (土地境界確認、権利調査等)			
4年6月から	〇〇市下水道課			
4年8月まで	〇〇地区下水処理場建設工事用地測量業務 (登記簿閲覧等土地調査を含む。)			
			合計	5年4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



氏名

三田裕志

土地評価

部門

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

8.	資格を 取得し よ う と す る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		平成29年4月から 29年6月まで	〇〇県〇〇土木事務所 県道20号拡幅工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務
29年8月から 29年11月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区用地調査業務(標準地評価及び比準業務)		
30年4月から 30年5月まで	〇〇市土木局道路建設課 市道〇〇線改築〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務		
30年9月から 30年11月まで	〇〇県〇〇地方振興局 一般国道〇〇〇号改築〇〇地区用地調査業務(標準地評価及び比準業務)		
令和元年5月から 元年7月まで	〇〇高速道路(株)〇〇開発本部〇〇開発局 新住宅市街地開発事業〇〇ニュータウン〇〇地区標準地評価及び比準業務		
元年9月から 元年12月まで	〇〇県道路公社 一般有料道路〇〇線拡幅工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務		
2年4月から 2年5月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇地区土地評価業務(標準地評価及び比準業務)		
2年10月から 3年2月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一級河川〇〇川水系〇〇川改修〇〇地区用地調査等業務 (標準地評価及び比準業務)		
3年5月から 3年7月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地買収に伴う土地評価業務 (標準地評価及び比準業務)		
3年8月から 3年11月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇ジャンクション建設工事〇〇地区用地買収に伴う 標準地評価及び比準業務		
4年5月から 4年7月まで	〇〇県〇〇土木事務所 県道51号改築工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務		

合計

5年4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	甲野太郎
物件	部門

8.	資格を 取得 し よう と す る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)		
		平成29年 5月から 29年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区建物等調査算定業務		
		29年 9月から 29年 11月まで	〇〇県〇〇地方振興局 県道15号改築工事〇〇地区非木造建物等調査算定業務		
		30年 4月から 30年 8月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇地区用地調査等業務 (物件・・・木造、非木造建物調査、算定業務)		
		30年 9月から 30年 11月まで	〇〇市道路建設課 市道〇〇線〇〇地区交通安全施設設置工事非木造建物等調査算定業務		
		31年 4月から 令和元年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物、立木等調査算定)		
		元年 9月から 元年 11月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事物件調査算定業務 (建物等調査算定)		
		2年 4月から 2年 8月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事家屋調査算定業務		
		2年 10月から 3年 2月まで	〇〇市街路課 都市計画街路〇〇線改築工事建物等調査算定業務		
		3年 5月から 3年 8月まで	〇〇市道路建設課 市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物等調査算定業務)		
		3年 9月から 3年 11月まで	〇〇県道路公社 一般有料道路〇〇線拡幅工事〇〇地区家屋調査算定業務		
		4年 5月から 4年 8月まで	〇〇県〇〇地方振興局 広域農道〇〇線拡幅工事家屋等調査算定業務		
				合 計	5年4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	鈴木貞治
機械工作物	
部門	

8.	資格を 取得し ようと する 部門の 補償 業務 経歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		平成29年 4月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		29年 8月まで	一般国道〇号改築〇〇地区物件調査算定業務 (機械工作物・・・ガソリンスタンド施設調査算定)	
		29年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		29年 12月まで	県道5号改築工事〇〇地区物件調査業務委託 (機械工作物・・・食品加工機械設備移転調査算定)	
		30年 4月から	〇〇市都市計画局街路課	
		30年 6月まで	都市計画街路〇〇線改築工事用地調査業務委託 (機械工作物・・・化学工場プラント施設調査算定)	
		30年 9月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所	
		31年 3月まで	高速自動車国道〇〇線〇〇地区用地調査等業務委託 (機械工作物・・・金属加工工場ライン設備調査算定)	
		令和元年 5月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		元年 7月まで	一般国道〇号〇〇バイパス建設工事〇〇地区特別物件調査等業務委託 (機械工作物生コン製造プラント調査算定)	
		元年 9月から	〇〇市土木局道路建設課	
		元年 12月まで	市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (機械工作物自動車整備工場機械調査算定業務)	
		2年 4月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		2年 8月まで	主要地方道〇〇線拡幅工事〇〇地区歩道設置工事物件等調査算定業務委託 (機械工作物・ガソリンスタンド施設及び石油貯蔵タンク移転調査算定)	
		2年 11月から	〇〇市都市計画局街路課	
		3年 1月まで	都市計画街路〇〇線改築工事支障物件調査算定業務 (機械工作物・・・パン製造工場設備調査算定)	
		3年 5月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
3年 7月まで	一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区物件調査業務委託 (機械工作物・・・有線放送設備の調査算定)			
3年 9月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所			
4年 1月まで	一般有料道路〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事物件調査算定業務 (機械工作物・・・採石プラント調査算定)			
4年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局			
4年 7月まで	林道〇〇線改築工事機械工作物等調査算定業務 (機械工作物・・・製材機械調査算定)			
			合 計	5年4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	佐藤 克樹
営業補償・特殊補償	部門

8.	資格を 取得し よ う と す る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		平成29年 5月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		29年 8月まで	一般国道〇号改築〇〇地区〇〇商店他営業調査算定業務 (営業・・・営業休止等補償算定業務)	
		29年 9月から	〇〇市街路課	
		29年 10月まで	都市計画街路〇〇線改良工事営業調査算定業務 (営業・・・クリーニング店営業休止補償算定)	
		30年 4月から	〇〇県〇〇土木事務所	
		30年 6月まで	〇〇港改修工事漁業調査業務 (特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)	
		30年 9月から	〇〇市道路建設課	
		31年 3月まで	市道〇〇線〇〇地区交通安全施設設置工事用地調査業務 (営業・・・パチンコ店等休業補償調査算定)	
		令和元年 5月から	〇〇地方整備局〇〇港湾事務所	
		元年 8月まで	〇〇港改修工事漁業調査業務 (特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)	
		元年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		元年 11月まで	県道52号改築工事〇〇地区〇〇商店等他〇件営業調査算定業務 (営業・・・営業廃止及び休業補償調査算定業務)	
		2年 4月から	〇〇市道路建設課	
		2年 7月まで	市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (営業・・・コンビニエンスストア等営業休止補償等調査算定業務)	
		2年 11月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		3年 2月まで	〇〇東バイパス建設工事〇〇地区用地調査等業務 (営業・・・〇〇商店営業規模縮小補償額算定業務)	
		3年 5月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
3年 7月まで	一級河川〇〇川水系〇〇川改修〇〇築堤用地調査等業務 (特殊・・・農業廃止補償調査算定業務)			
3年 9月から	〇〇町土木課			
3年 12月まで	町道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (営業・・・美容院営業休止補償調査算定業務)			
4年 4月から	〇〇市下水道課			
4年 6月まで	〇〇地区下水道管渠整備工事用地測量業務 (営業・・・〇〇商店他営業休止補償調査算定)			
			合 計	5年2月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	原西 萌々香
事業損失	部門

8.	資格を取得しようにとする部門の補償業務経歴	期間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		平成29年 4月から	〇〇市道路建設課	
		29年 5月まで	市道〇〇線改築工事〇〇地区建物等事前調査業務	
		29年 9月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		29年10月まで	一般国道〇号改築〇〇地区建物等事前調査業務	
		30年 4月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		30年 6月まで	一般国道〇号改築〇〇地区建物等事後調査算定業務	
		30年 9月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所	
		31年 1月まで	高速自動車国道〇〇線〇〇高架橋建設工事電波障害影響事前調査	
		令和元年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		元年 8月まで	県道〇〇号改築工事〇〇地区家屋等事前調査業務	
		元年 9月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
		元年11月まで	一般国道〇号〇〇バイパス〇〇隧道建設工事物件調査業務 (事業損失・・・水枯渇補償算定)	
		2年 5月から	〇〇県道路公社	
		2年 6月まで	一般有料道路〇〇線改築工事〇〇地区家屋事前調査業務	
		2年11月から	〇〇県道路公社	
3年 2月まで	一般有料道路〇〇線改築工事〇〇地区家屋事後調査算定業務			
3年 5月から	〇〇市都市計画局街路課			
3年 7月まで	都市計画街路〇〇線改築工事建物等事前調査業務			
3年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局			
3年12月まで	広域農道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (事業損失・・・家屋等事前調査)			
4年 4月から	〇〇地方整備局〇〇河川事務所			
4年 6月まで	〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事物件調査算定業務委託 (事業損失・水枯渇補償算定業務)			
			合計	5年3月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	伊藤里乃
補償関連	
	部門

8. 資格を取得しよとする部門の補償業務経歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)		
	平成29年4月から 29年9月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築工事用地調査業務 (補償説明業務を含む。)		
	29年12月から 30年3月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民意向調査業務		
	30年4月から 30年6月まで	〇〇県〇〇土木事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民生活再建調査業務		
	30年9月から 30年12月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う代替地対策調査業務		
	令和元年5月から 元年8月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事裁決申請書添付図書等作成業務		
	元年9月から 元年12月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地調査業務 (事業認定申請図書作成業務)		
	2年5月から 2年6月まで	〇〇県〇〇農林事務所 〇〇地区灌漑事業〇〇ダム建設事業用地調査業務(生活再建調査を含む。)		
	2年11月から 3年2月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇ジャンクション建設工事裁決申請書添付図書作成業務		
	3年5月から 3年10月まで	〇〇県〇〇地方振興局 〇〇ダム事業計画策定に伴う用地関係予備調査業務		
	3年11月から 3年12月まで	〇〇県〇〇土木事務所 〇〇港改修工事漁業調査業務(補償説明業務を含む。)		
	4年4月から 4年9月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民意向調査業務		
			合 計	5年6月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



12. 研修会場案内図

※詳しくは、各会場 HP をご覧ください。

北海道会場:道徳会館

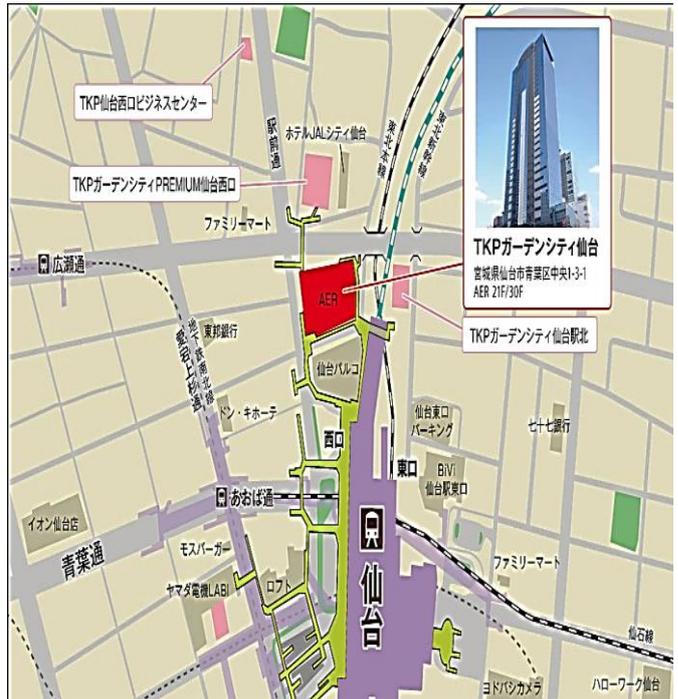


〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目26番 仲通東向き
電話：011-251-8506 FAX：011-281-3491

【公共交通機関】

地下鉄 南北線「札幌駅」下車徒歩 3分
地下鉄 東西線「大通駅」下車徒歩 5分
JR札幌駅 下車徒歩 5分

東北会場:TKP ガーデンシティ仙台



- ・JR「仙台駅」西口 徒歩2分
- ・地下鉄南北線「仙台駅」北8出口 徒歩2分

関東会場:連合会館



- ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B3出口 徒歩0分
 - ・東京メトロ丸の内線「淡路町駅」
 - ・都営地下鉄新宿線「小川町駅」
- 地下道を通して、B3出口（※B3出口まで徒歩5分）
- ・JR中央線・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口 徒歩5分

北陸会場:新潟県自治会館



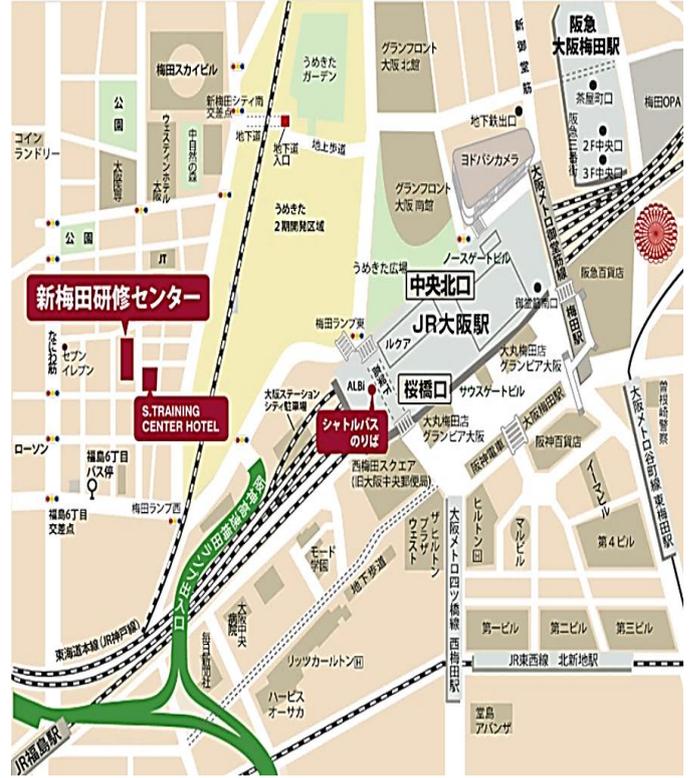
- ・JR 新潟駅万代口バスターミナル
新潟交通バス「B1 萬代橋ライン (BRT)」乗車
「市役所前」下車、「C1 県庁線」に乗換
「県庁」バスターミナル下車<30分から40分>
※乗換に、ICカード「りゅーと」若しくは新潟市が発行する「のりかえ現金カード」を利用すると乗車料金210円。
上記のカードをお持ちでない場合は、下記のJR 新潟駅南口からのバスをご利用ください。
- ・JR 新潟駅南口バスターミナル
新潟交通バス「C1 県庁線」乗車
「県庁」バスターミナル下車<約25分>

中部会場:昭和ビル



- ・地下鉄東山線、名城線「堺駅」下車
12番、13番出口より徒歩3分

近畿会場:新梅田研修センター



- 直通シャトルバス (20分おきに出発): 無料 約5分
※大阪駅 桜橋口を出てすぐ、高架下よりバスが出発します。

中国会場:広島YMCA国際文化センター



四国会場:サン・イレブ高松



- 交通機関
電車
ことでん高松築港駅より瓦町駅乗り替え「志度線」にて「松島二丁目駅」で下車。すぐ目の前。

九州会場:福岡商工会議所



- ・JR「博多駅」博多口より徒歩約10分
- ・地下鉄空港線「祇園駅」5番出口より徒歩約3分
- ・地下鉄七隈線「櫛田神社前駅」より徒歩約3分

沖縄会場:沖縄県市町村自治会館



- ・空港・・・那覇空港から車で10分
- ・バス・・・バスターミナルから目の前徒歩で3分
- ・モノレール・・・旭橋駅から目の前徒歩で5分

提出書類の再チェック表

	提出書類	備考	
1	共通科目研修受講申込書(様式1)	表面コピー 2部	
2	共通科目研修受講写真票(様式2)	写真貼付 (脱帽、上半身6ヶ月以内に撮影したもの)	
3	共通科目受講票(様式3)	63円切手 貼付	
4	補償業務勤務経歴(※公共用地取得実務経験者のみ必要)	要証明印	
5	資格を取得しようとする部門の補償業務経歴(※公共用地取得実務経験者は不要)	要証明印	
6	健康保険被保険者証(写し) 但し ・補償業務経歴が複数の勤務先で満たす場合 ・「健康保険被保険者証」の表面に事業所名の記載が無い場合 ・補償業務経歴より「資格取得年月日」が新しい場合 以上の場合は、「年金記録照会」(写し)または「被保険者記録照会回答票」(写し)も一緒に添付する。		
7	国家資格登録証明書(写し)	コースⅡのみ	

13. 参考

<参考>—1

補償業務管理士研修及び検定試験実施規程

(平成3年3月28日理事会決定)抜粋

(研修の受講者資格)

第7条 共通科目及び第3条に定める各部門(総合補償部門を除く。)の研修を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第3条に掲げる部門のうち、資格を取得しようとする部門の業務内容の欄に掲げる業務について、4年以上従事した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められる者

2 第3条に定める総合補償部門の研修を受けることのできる者は、補償関連部門を含む3以上の部門の登録がなされている補償業務管理士とする。

(検定試験の方法等)

第9条 検定試験は、協会の実施する研修を修了した者について、共通科目及び部門ごとに筆記試験及び口述試験により行うものとする。

2 前項に定める研修は、当該研修修了証書の発行日から起算して3年を経過した日にその効力を失うものとする。

(合格証書等の交付等)

第12条

3 前項の筆記試験合格の効力は、合格した日から起算して5年を経過した日にその効力を失うものとする。※注

(研修及び検定試験の免除等)

第20条 研修及び検定試験を受けようとする者のうち第7条第1項の資格を有する者で、かつ、次表の左欄に記載されている資格を有する者については、手数料を添えて申請することにより、それぞれ右欄の研修及び該当する部門の検定試験を免除し、当該免除に係る検定試験に合格したものとみなす。

資 格	研 修
測量士 測量士補	土地調査部門の研修
不動産鑑定士 不動産鑑定士補	土地評価部門の研修 営業補償・特殊補償部門の研修
一級建築士 二級建築士 木造建築士	物件部門の研修 事業損失部門の研修
技術士(機械又は電気・電子) 技術士補(機械又は電気・電子)	機械工作物部門の研修
公認会計士 公認会計士補	営業補償・特殊補償部門の研修
税理士	営業補償・特殊補償部門の研修
公共用地取得実務経験者(国、地方公共団体等において、補償業務に20年以上従事した者をいう。)	総合補償部門以外の申請に係る部門の研修

(検定試験等の停止及び合格の取消)

第21条 研修及び検定試験に関して、次のような不正行為を行った者に対しては、その試験の停止及び合格の取消しを行うとともに、すでに交付した合格証書がある場合には、これを返還させるものとする。

- 三 研修受講申込書又は検定試験申込書に、学歴、経歴その他受講又は受験資格に係る経歴を偽って記入し、受講又は受験したとき

※注：(筆記試験の合格通知書の効力に関する経過措置)

この規定の施行(平成22年7月13日)前に交付した筆記試験の合格通知書の有効期間については、この規定を適用しない。

＜参考＞－2

補償業務管理士の資格取得までの流れ

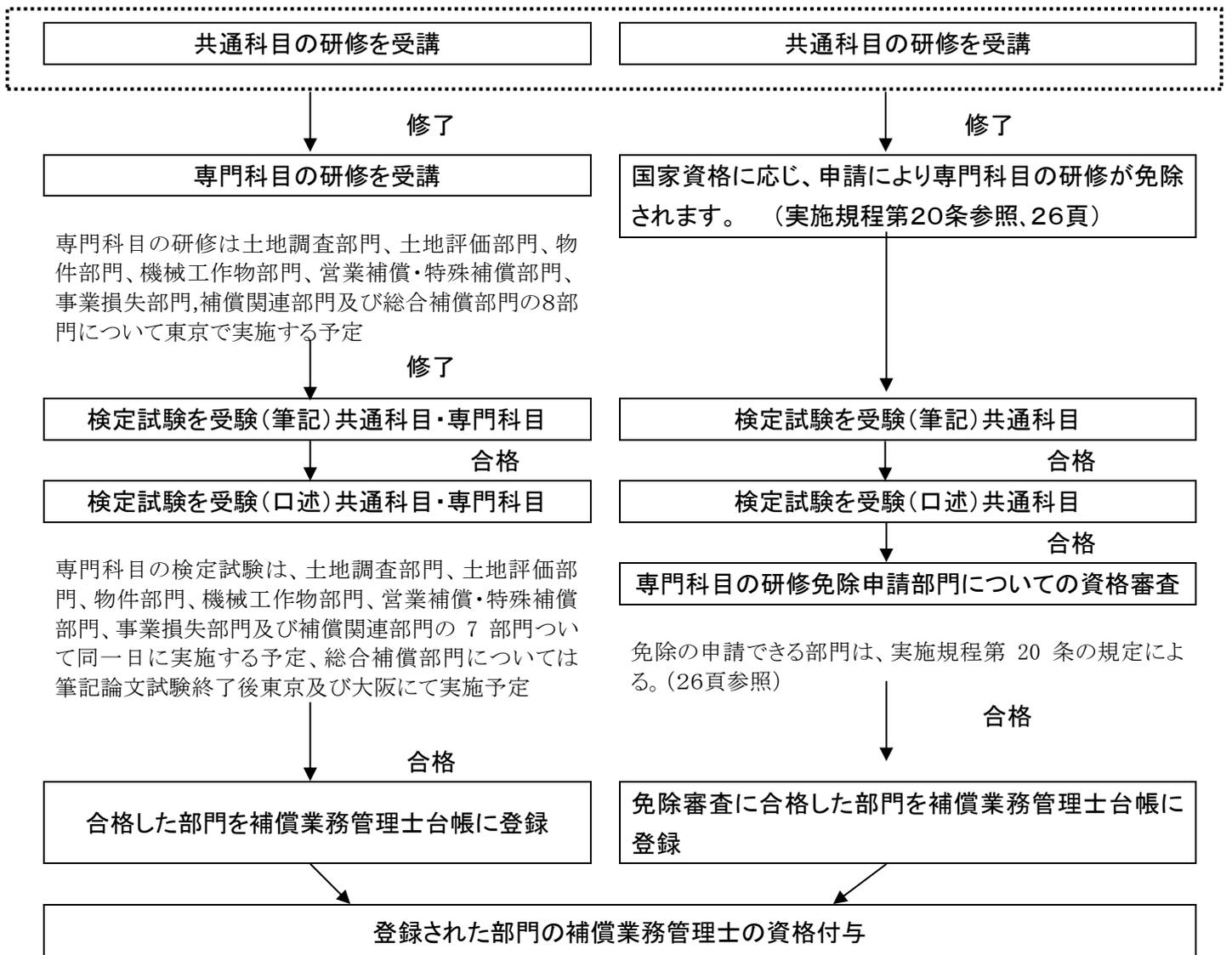
補償業務管理士の資格を取得しようとする方は、補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成 3 年 3 月 28 日理事会決定。以下「実施規程」といいます。)第 2 条の規定に基づいて研修及び検定試験を受けなければなりません。補償業務管理士の資格を新たに取得するためには、最初に共通科目の研修から受講しなければなりません。その形態は次の2つのコース区分になっています。(既に補償業務管理士の資格をお持ちの方で、部門の追加をされる方は、専門科目研修からの受講となります。)

(コースⅠ)

(コースⅡ)

実施規程第 7 条の要件を充足する方で、**共通科目及び専門科目**の研修を受け、それぞれの検定試験を受けることにより、資格を取得しようとする方

実施規程第 7 条の要件を充足し、かつ、同規程第 20 条(既存の国家資格)に該当する方が**共通科目**の研修及び検定試験を受けることにより、資格を取得しようとする方



(注) 部分が、今回実施する研修です。

I. 「補償業務」とは

補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号(抄))

(登録)

第2条 補償コンサルタント(公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務(以下「補償業務」という。)の受託又は請負を行う者をいう。以下同じ。)のうち、別表に掲げる登録部門に係る補償業務を行う者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える補償コンサルタント登録簿(以下「登録簿」という。)に登録を受けることができる。

別表(第2条関係)

登録部門
土地調査部門
土地評価部門
物件部門
機械工作物部門
営業補償・特殊補償部門
事業損失部門
補償関連部門
総合補償部門

Ⅱ．各部門に係る補償業務の内容

【土地調査部門】

土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務

【土地評価部門】

- (1) 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務
- (2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務

【物件部門】

- (1) 木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務

【機械工作物部門】

機械工作物に関する調査及び補償金算定業務

【営業補償・特殊補償部門】

- (1) 営業補償に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務

【事業損失部門】

^(注)
事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務

(注) 事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう。

【補償関連部門】

- (1) 意向調査^(注1)、生活再建調査^(注2)その他これらに関する調査業務
- (2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務^(注3)
- (3) 事業認定申請図書等の作成業務

(注1) 意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。

(注2) 生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。

(注3) 事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための相談用資料(事業認定申請図書(案))の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等をいう。

【総合補償部門】

- (1) 公共用地取得計画図書の作成業務
- (2) 公共用地取得に関する工程管理業務
- (3) 補償に関する相談業務
- (4) 関係住民等に対する補償方針に関する説明業務
- (5) 公共用地交渉業務^(注)

(注) 公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいう。

<参考>-4

補償コンサルタント協会補償業務管理士試験委員会決定（平成22年7月13日付）のとおり、専門学校（別紙参照）の補償講座の単位を取得し、且つ、取得希望部門経歴が4年以上ある方は、共通科目の研修は免除とされます。

専門学校における補償講座（年度別開設状況）

支 部	学 校 名	開 設 学 科		
		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年 (2018年度)
東 北	学校法人 北杜学園 仙台工科専門学校	環境土木工学科	環境土木工学科	環境土木工学科
関 東	学校法人 専門学校 中央工学校	測量科(夜間部)	測量科(夜間部)	測量科(夜間部)
中 部	学校法人 電波学園 東海工業専門学校 金山校	測量科	測量科	測量科
		測量設計科	測量設計科	測量設計科
近 畿	学校法人 創真総合技術学園 近畿測量専門学校	情報測量学科	情報測量学科	情報測量学科
九 州	学校法人 嶋田学園 福岡国土建設専門学校	都市環境設計科	都市環境設計科	都市環境設計科
	学校法人 九州測量専門学校	土木建設科	土木建設科	土木建設科
		測量情報科	測量情報科	測量情報科
計		6校	6校	6校

個人情報の取り扱いについて

- 1 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講者のプライバシーを尊重します。
- 2 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講申し込みの際に、講習業務の遂行上必要な事項として、氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、資格者の登録・更新講習会・補償コンサルタント CPD 制度の案内等に利用し、それ以外の目的では使用しません。
- 3 申し込みの際にご提出いただいた申込書の内容を外部に意図的に公開、提供することはありません。
- 4 外部からの個人情報の公開、提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、申込者のプライバシー保護を遵守します。ただし、法令により個人情報を開示しなければならないときは、開示する場合があります。
- 5 申込者の情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。

一般
社団
法人

日本補償コンサルタント協会

郵便番号 105-0001

東京都港区虎ノ門2-3-20

虎ノ門 YHK ビル 6 階

電 話 03 (3591) 7711
(研修事業部 直通)

F A X 03 (3591) 6607